

働く世代の女性のための

職場訪問エクササイズ事業（マッチング） （エクササイズ提供企業への補助事業を含む）

令和5年度事業概要

本県の女性が抱える体の不調の主要な要因は、腰痛や肩こり、関節の痛みであることが分かっています。そこで、女性の健康寿命延伸を目指して、職場を訪問し運動プログラムを提供することができる企業と、従業員のために運動促進事業に新たに取り組みたい企業とを、県がそれぞれ募集し、マッチングする事業を開始します。

募集期間

令和5年10月13日（金）から令和5年11月2日（木）まで

事業の概要

※くわしくは要綱をご確認ください。

職場訪問エクササイズ事業（マッチング）

- 就業時間中に、エクササイズ提供企業のスポーツトレーナー等がエクササイズ受入企業の希望する県内の事業所を訪問し、腰痛や肩こり等の体の不調の改善に効果的なヨガ・ストレッチ等の運動プログラムを、女性従業員を対象に提供する事業です。
- 運動プログラムは、全2回構成、1回20分程度、週1回程度の頻度で、エクササイズ提供企業が受入企業の従業員へ無料で実施します。

働く世代の女性の運動継続支援補助事業

- 職場訪問エクササイズに参加した受入企業の従業員（以下、参加者）に向けて、提供企業から、自らが管理するトレーニングジム、スタジオ、室内プールなどの運動施設の利用、当該施設における運動プログラムの利用等を紹介・案内します。
- 参加者は、上記運動施設等を、2か月の間に少なくとも5回、自己負担なしで利用できます。職場訪問エクササイズの2回目実施日以降1か月以内に、1回目の利用をすることが必要です。2か月の起算日は、その初回利用日です。なお、2か月の利用期間内であっても、令和6年3月31日が事業終了日であり、令和6年度は使用できません。
- エクササイズ提供企業は、参加者が自己負担なしで利用できる施設の範囲、回数または期間等を、「第1号様式の1 事業計画書」により事前に定めます。
- 参加者が5回以上、エクササイズ提供企業の施設で運動に取り組むことができた場合には、県はエクササイズ提供企業に対し、その人数に応じて定額補助をします。
- なお、当該補助事業の参加者であることを証明し、また運動施設等の利用回数をエクササイズ提供企業及び県が確認するため、県は受入企業を通じて参加者へ「運動継続スタンプカード」を配付します。（カードは再発行ができません。）

募集の概要

※くわしくは要綱をご確認ください。

エクササイズ提供企業の募集

本事業の応募対象は、下記すべての条件を満たす企業です。

- 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- 日本標準産業分類に定めるフィットネスクラブ又はこれに準ずる形態の者
- 職場訪問エクササイズ事業（マッチング）において、運動プログラムを提供する者
- 自らが管理するトレーニングジム、スタジオ、室内プール等の運動施設の利用、当該施設における運動プログラムの利用やこれに準ずる内容のサービスを提供可能な者

※各条件に該当するか不明の場合は、下記問合せ先へご連絡ください。

エクササイズ受入企業の募集

本事業の応募対象は、下記すべての条件を満たす企業です。

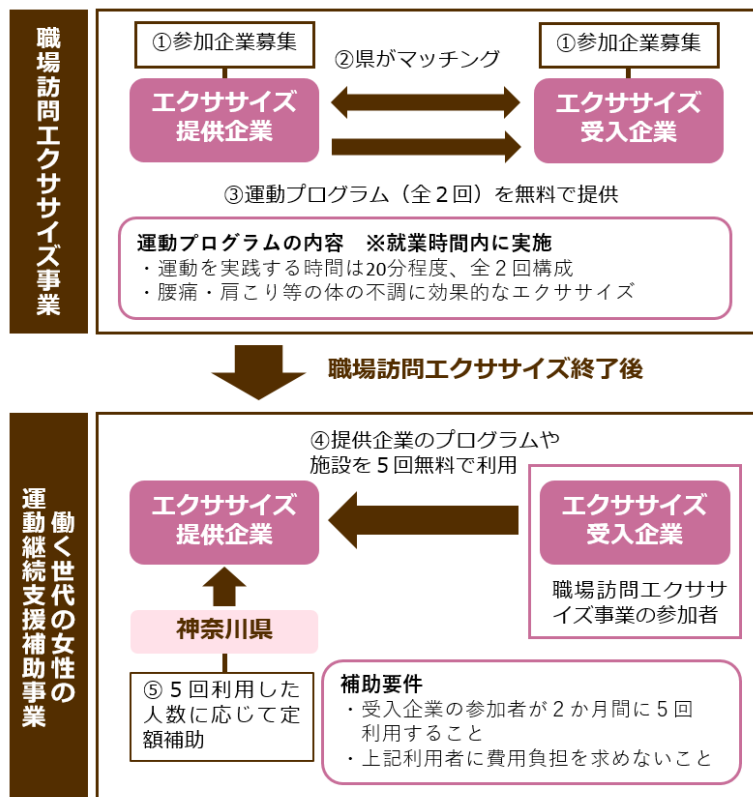
- 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- 「職場訪問エクササイズ（※）」に参加する事業所が県内であること

※就業時間中に、女性従業員を対象に実施する点に留意してください。

応募方法

応募期間内に、下記ウェブページ上の応募フォームから、必要事項を記載しご応募ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/exercise/mebyo-exercise.html>



【問合せ先】

神奈川県 健康増進課未病対策グループ

045-210-4746